

議会だより

かつらぎ

Gikai 2010.5

(平成22年)



4人の卒業生を送りだし
花園中学校体校



主な内容

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ◆ 3月定例会 …………… 2～10 | ◆ 意見書 …………… 19 |
| ◆ 一般質問 …………… 11～18 | ◆ 委員会活動報告 …… 21～22 |

発行／和歌山県かつらぎ町議会

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地 TEL.0736-22-0300(代) FAX.0736-22-0604


45号

一般会計予算を修正可決 小学校(改築)に冷暖房完備を実現



平成22年第1回かつらぎ町議会定例会が3月4日開会されました。

人事案2件を適当と認め、平成22年度予算、平成21年度補正予算、条例、事件議決等55件並びに平成22年度予算修正案1件、条例修正案1件、意見書2件、付帯決議1件を可決し、事件議決1件を撤回、意見書1件を否決しました。また、土地開発公社の経営状況の報告に対する質疑を行い、8議員が町政について一般質問を行って、3月29日閉会しました。



岡村 利晴 氏(新)
(61歳・中飯降336番地)



中 初次 氏(再)
(63歳・花園梁瀬1321番地)

人事

◆人権擁護委員候補者
推薦

任期満了に伴い、次の方々が全員賛成で適当と認められました。

平成22年度 予算

一般会計99億5800万円、特別会計59億5925万2千円、水道事業会計4億3578万3千円、合わせて予算総額163億5303万5千円です。

【一般会計予算に 対する主な質疑】

経済対策で 財政が改善

問 3回にわたる経済対策で本町は9億4139万円の事業予算を組むことができたが、うち一般財源は4991万円程度でした。これは財政を支える大きな力になりました。財政調整基金からの繰り入れ1億3000万円は決算時にはどうなるのですか。
企画公室長 大きな誤りが生じなければ決算時において不用額が全

くないとは思えないので、この程度の積み立てができることになるかと考えています。

交付税の 段階補正の見直し

問 交付税については、段階補正の見直しが行われることになっていますが。
企画公室長 段階補正がどの程度見直されるか、その時期がまだ決まっていません。三位一体の改革の3年間で段階的に削られた額は5000万円程度です。どの程度見直しされるのか、夏頃までに明らかになるかどうかです。

給食費がなぜ 予算にないのか

問 なぜ学校給食費が雑入として予算に組み込まれていないのですか。
教育総務課長 自校方式の場合、県内

平成22年度予算 (13議案)

(単位：千円)

議案番号	件名	予算額	採決状況	
※第41号	一般会計	9,958,000	全員賛成で修正可決	
特別会計	第42号	住宅新築改修資金等貸付事業特別会計	15,240	全員賛成で可決
	第43号	シビックセンター特別会計	35,854	全員賛成で可決
	第44号	国民健康保険事業特別会計	2,678,453	賛成多数で可決
	第45号	国民健康保険天野診療所事業特別会計	11,088	全員賛成で可決
	第46号	老人保健医療事業特別会計	1,112	全員賛成で可決
	第47号	後期高齢者医療事業特別会計	508,841	賛成多数で可決
	第48号	介護保険事業特別会計	2,084,482	全員賛成で可決
	第49号	下水道事業特別会計	510,279	全員賛成で可決
	第50号	花園観光施設運営事業特別会計	84,320	全員賛成で可決
	第51号	花園守口ふるさと村運営事業特別会計	22,049	全員賛成で可決
	第52号	花園梁瀬簡易水道事業特別会計	7,534	全員賛成で可決
第53号	水道事業会計	435,783	賛成多数で可決	

(※については2～5頁に質疑掲載、採決の状況は10頁)



給食風景 (大谷小学校)

でも学校で会計処理している場合が多いと聞いています。今後24年度から笠田小学校と渋田小学校で学校給食を実施するので、その時には対応します。

問

本町の学校給食には、規則も要綱もありません。ルールがないのは異常です。どういうことですか。

教育総務課長

ご指摘のとおり大谷小学校の学校給食については、規則も要綱もありません。民設民営で給食を実施する際には、きちんと制定したいと考えています。

住民参加のまちづくり

問

平成21年度の申請件数と補助決定件数は何件か。また、そのうち3年間補助を受けている件数は何件か。

企画公室長

各5件です。

問

3年間しか補助を受けられないので、平成22年度は申請がない可能性があります。2次募集の時は、これらの団体も申請できるように考えてはどうか。

利用者状況を把握すべき

問

コミュニティバスの利用者が減っている。需要調査を行ったのか。今年からスクールバスが運行されるともっと利用者が減るのでは。

総務課長

専門家の意見も聞きながら、需要調査を早急に行いたい。

財政と企画の分離を

問

財政と企画の分離というときに、実現すべきは「協働のまちづくり課」というべきものだと思います。このような課を作ることを検討すべきではないでしょうか。

町長

協働のまちづくりが進んでいくよう、検討したいと考えています。

コンビニ収納とは

問

コンビニで納付できる税はなんですか。

税務課長

住民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税です。ただし、バーコードの印刷されていないものや取扱期限を過ぎたものは納付できません。



児童虐待件数は

問 要保護児童対策地域協議会報償費が前年比で半減しているが、また児童虐待の件数は。

子育て推進室長 報償費は実態にあわせたものです。児童虐待数は28件、56人です。

広域処理による経費の変化は

問 広域のごみ処理施設の稼働によって、ごみ処理の経費はどのように変化しましたか。

生活環境課長 収集運搬費用を除いて民間委託の時代は1か月の経費が740万円程度でした。広域の処理施設の稼働によって600万円程度となりました。

笠田駅前イベント広場

問 コミュニティバスの待合所や観光案内所などとして活用されるが、待合所や乗り場に行き先の表示をしていただきたい。

産業観光課長 地元からも要望されているので考えたい。

道路負担金はどうなる

問 県営道路事業負担金は、前年比約3倍の2億2620万円計上されている。仁坂知事は地元負担金を廃止するといっていたが、どうなっているのか。

建設課長 町負担金はあります。

予定は15名です。

川上酒かつらぎ 文化伝承館

問 運営委員報償費、総管理委託料が計上されていないが、これは川上酒かつらぎ文化伝承館の役割が終わったということか。

町長 当初は観光という面からも実績があったが、活用方法にも反省するところがあり、一過性に終わってしまった。

新しい課をつくるべき

問 子育て推進室が幼保一元化に向けて教育委員会に移管されました。新しい課を設置すべきではないでしょうか。

教育長 課を設置すると指導主事を一人、子育て関係に配置することが考えられますが、そうなる中小関係に関われなくなるとして対応したいと思えます。

児童虐待件数は

問 要保護児童対策地域協議会報償費が前年比で半減しているが、また児童虐待の件数は。

子育て推進室長 報償費は実態にあわせたものです。児童虐待数は28件、56人です。

担当窓口は一本化すべき

問 紀北分院と協定書を結び今年から補助金が支出されるが、どの課が担当するのか。

企画公室長 企画公室とやらぎ対策課の共同であたりたい。

問 それではダメだ。紀北分院との連絡協議会を設置するというのであれば、担当窓口は一本化すべきだ。

問 それではダメだ。紀北分院との連絡協議会を設置するというのであれば、担当窓口は一本化すべきだ。



広域ごみ処理場「エコライフ紀北」

消防団員の退団は

問 昨年度の退団予定者は30名だったが、実際は、今年の前定は45名が退団した。

総務課長 昨年度は45名が退団した。今年の前定は15名です。

消防団員の退団は

問 昨年度の退団予定者は30名だったが、実際は、今年の前定は45名が退団した。

総務課長 昨年度は45名が退団した。今年の前定は15名です。

相談件数が増加

問 発達相談員の報償費が増えているが、なぜか。

教育総務課長 相談件数が増えているが、なぜか。巡回相談が昨年31回、今年は40回を見込んでいます。

小学校扶助費

問 新入学児童学用品費、修学旅行費、給食費が増えているが、なぜか。

教育総務課長 昨年は60人、今年は69人。ひとり親家庭が増えているが、今年69人を見込んでいます。

相談件数が増加

問 発達相談員の報償費が増えているが、なぜか。

教育総務課長 相談件数が増えているが、なぜか。巡回相談が昨年31回、今年は40回を見込んでいます。

小学校扶助費

問 新入学児童学用品費、修学旅行費、給食費が増えているが、なぜか。

教育総務課長 昨年は60人、今年は69人。ひとり親家庭が増えているが、今年69人を見込んでいます。

全国学力調査

問

学力テストは、抽出方式に変わりましたが、和歌山県は全学校がテストに参加することとなりました。なぜこのようなことになったのですか。

教育長

対象となったのは笠田小学校、妙寺小学校、三谷小学校、洪田小学校と笠田中学校です。校長会で協議した結果、それ以外の学校も参加することになりました。

問

全校が参加するよう校長を組織したのではないのですか。

教育長

全国平均を見ると、順位が上なのは、秋田県や福井県などで都市部ではありません。戦後間もない頃には、都市と農村には学力差があると言われてきましたが、いろいろな施策の結果、学力差は縮まっています。確かな学力をつけるためには参加が不可欠だと考えます。

幼稚園に

図書購入費を

問

幼稚園の備品10万円には、図書の購入費が予算化されていません。せめて一園3万円、計15万円の予算を組んで、幼稚園で絵本が購入できるようにすべきではないですか。

教育長

町の図書館や小学校の図書室の絵本を活用すれば対応できると考えます。

問

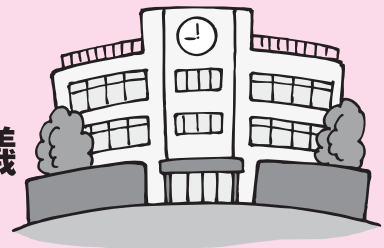
なぜ図書の購入を拒否するのですか。子どもが自由に手に取れる環境、先生が絵本を使って読みかせができる環境が必要なのではないですか。

教育長

園長先生とも相談して必要であれば予算を組みます。



決 議

平成22年度かつらぎ町
一般会計予算に関する付帯決議

(概 要)

本議会は、平成22年度かつらぎ町一般会計予算中、笠田小学校と洪田小学校の改築について、児童の学級を始めとする施設に冷暖房を完備するため、実施設計の中に必要な設計を組み込み、建築時に最善の形式で冷暖房設備が設置されることを求め、修正案として予算の組み替えを行い、継続費については増額補正を行った。予算が不足する中で、旧校舎を活用して改築を進めるなど、子どもたちと教職員に多くの負担をかける改築になるだけに、保護者や教職員、改築委員会等は、教育委員会並びに町当局に対し、再三にわたって要望を重ねてきた。この意志を実現することが、いま切実に問われている。今後、各小・中学校に年次的な計画をもって冷暖房が完備されるよう併せて要求するものである。

学校の改築は、学校給食の実施とともに、今後のかつらぎ町のまちづくりにとって、極めて重要な役割を果たすものである。町当局がこの趣旨を十二分に理解し、予算どおり実施することを強く要請するとともに、今回の増額補正を議会の意志として確認し、町民にこの総意を伝える内容の付帯決議を提出した。

(全員賛成で可決)

条例 (23議案)

	議案番号	件名	主な内容	採決状況
制定	第15号	かつらぎ町定住促進住宅施設整備基金条例	定住促進住宅施設の維持管理を図り、施設の計画的な整備を促進するため、新たに制定されました。	全員賛成で可決
	第25号	かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例	雇用促進住宅かつらぎ宿舎の譲渡により、住宅の維持管理に伴い、新たに制定されました。	全員賛成で修正可決
		かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例(修正案)	先に提案された改正内容の中で、定住促進と地域の活性化に資するため、住宅の家賃を下げるなどの内容の修正案が議員発議により提案されました。	全員賛成で可決
全部改正	第21号	かつらぎ町定住支援条例	支援対象範囲の見直し等を図り、定住を促進するため、改正されました。	全員賛成で可決
一部改正	第5号	かつらぎ町役場支所設置並びにその名称、位置及び所管区域に関する条例	地籍調査により、花園支所の番地が変更になりました。	全員賛成で可決
	※第6号	かつらぎ町課室設置条例	就学前教育の充実及び業務体制の合理化を行うための機構改革に伴い、「子育て推進室」の業務を「教育委員会」に移行し、「農地課」の業務を「建設課」に統合することになりました。	賛成多数で可決
	※第7号	附属機関の設置等に関する条例	機構改革に伴い、「かつらぎ町保育所運営審議会」を「かつらぎ町幼児教育・保育運営審議会」に改め、新たに「かつらぎ町学校給食運営審議会」が設置されました。	賛成多数で可決
	※第8号	かつらぎ町職員定数条例	かつらぎ町課室設置条例の改正に伴い、町長部局と教育委員会部局の職員定数の見直しがされました。	賛成多数で可決
	第9号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例	人事院勧告に鑑み、超勤代休時間の新設による一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正がされました。	全員賛成で可決
	第10号	町長及び副町長の給料その他の給与条例	財政状況に鑑み、平成22年4月から一年間、引き続き給料の減額期間が延長されました。 町長 月額700,000円→月額630,000円 副町長 月額600,000円→月額540,000円	全員賛成で可決
	第11号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例	財政状況に鑑み、平成22年4月から一年間、引き続き給料の減額期間が延長されました。 月額550,000円→月額495,000円	全員賛成で可決
	第12号	職員の給与等に関する条例	人事院勧告に鑑み、超過勤務手当の支給割合の改定による一般職の職員の給与に関する法律の一部改正及び職員の給料の減額規定廃止に伴い、所要の改正がされました。	全員賛成で可決
	第13号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	職員の給料の減額規定廃止に伴い、現給保障額が改正されました。	全員賛成で可決
	第14号	かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例	町営住宅洪田団地の附属施設(駐車場)設置工事費償還終了に伴う使用料の改正及び県からの権限移譲に伴う許可申請に対する審査にかかる手数料が改正されました。	全員賛成で可決
	第16号	かつらぎ町立学校の設置等に関する条例	地籍調査により、梁瀬小学校の番地が変更になりました。	全員賛成で可決
	第17号	かつらぎ町立幼稚園設置条例	地籍調査により、花園幼稚園の番地が変更になりました。	全員賛成で可決
	第18号	かつらぎ町立公民館設置及び管理条例	地籍調査により、花園公民館の番地が変更になりました。	全員賛成で可決
	第19号	かつらぎ町立図書館設置及び管理条例	地籍調査により、花園分館の番地が変更になりました。	全員賛成で可決
	第20号	かつらぎ町保健福祉センター等設置及び管理条例	地籍調査により、花園保健センターの番地が変更になりました。	全員賛成で可決
	第22号	かつらぎ町保育所の設置及び管理に関する条例	かつらぎ町課室設置条例の改正に伴い、教育委員会へ委任するため、所要の改正がされました。	全員賛成で可決
	第23号	花園ふるさとセンター設置及び管理に関する条例	地籍調査により、花園ふるさとセンターの番地が変更になりました。	全員賛成で可決
	第24号	志賀ふれあいの里施設設置及び管理に関する条例	国道480号道路改築工事の取付道路新設に伴い、シタケ共同作業施設が撤去されるため、所要の改正がされました。	全員賛成で可決
	第54号	かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例	地方自治法の改正に伴い、委員会の費用弁償が整備されました。	全員賛成で可決

(※については7頁に質疑掲載、採決の状況は10頁)

条例

【主な質疑】

“全く理解が不能” なぜ急ぐ幼保一元化

問

平成18年度から20年度までの議会決算審査特別委員会による審査過程や本会議等を通して、議会は一貫して、日毎に失われて行く町の活力を看過することは許されないことから、町の活性化への方策や道標等について再三再四に亘り、指摘や提言を行ってきた。一方、町が提唱している協働のまちづくりについては、未だ実績が伴わない言葉の先走り感が強い。町勢の浮上こそが、本町における今日的命題であり、喫緊の行政課題と言えるが。

問

縦割り行政の弊害を除去するという課題に対して、可急的速やかに対処するための組織機構の在り方、各課室等の再編も含む様々な角度からの見

直し、検討を求めてきた経緯がある。今回の改革内容は、就学前教育の充実とのことで、幼児福祉施策の大半を占める保育所行政に関する事務を、町長部局から教育委員会部局へ事務を移管することが主な改正内容となっている。何故急ぐ必要があるのか。

町長

議会からも幼保一元化、子育ての統一という強い意見があった。事務の合理化及び幼保一元化を前提に子育て支援策として、一貫した就学前教育、延長保育の充実等、業務体制の合理化を行うための改正であり、ご理解願いたい。

問

議長を通じ予め関係資料の提出を求め、その内容を精査すると、行政内部には、幼保一元化問題庁内委員会が設置され、平成18年12月末に会議が開催された以降、本委員会が開催されていないばかりか、事務移管を協議した形跡は確認できなかった。ただ、決まっていることは幼保一元化の形態としては、保育

所型で取り組むこと以外は、全く資料では触れられていないばかりか、現保育所入所児（0歳から5歳）に係る諸々の問題整理をはじめ、幼稚園と保育所との内容、整合性の確保、職員（臨時職員を含む）の処遇問題、教員と保育士の合同研修の実施等々、事務移管前に当然事務的に詰めておくべき事項がないばかりか、全面移管を受ける教育委員会に至っては、本年2月25日に委員会定例会を開催し、町長部局からの事務委任方針により提案、委員の意見を求めたという経過がある。事務委任による権限の集中は行政上好ましくないのでは。

町長

行政の権限の集中による弊害については承知している。そのことは理解できるので、十分な配慮をもって対応したいと考えている。

まとめ

国においては、子どもに関する施策を一元的に担うため、省庁再編の中で「子ども家庭省」の設置を、来年の通常国会に係法案を提出する意向が表明されている。

煮詰まっていけない問題を抱えた改正などを拙速に事務移管することを提案されたのか意味が全く不明である。決して子どもたちにしわ寄せが来ない施策の展開を切に望みたい。

解説

かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例に対する修正案について

町が購入した雇用促進住宅は、4月から定住促進住宅「桜ヶ丘」となります。町は、この住宅の家賃について、1号館(北側)を4万100円、2号館(南側)を1万6700円とする条例案を提出しました。議会はこれに対し、「定住促進と地域の活性化に資するため」という理由で、1号館を3万5000円、2号館を1万4600円にする修正案を提出し、全員賛成で可決しました。

平成22年度一般会計予算に対する修正案について

町が提案した新年度予算の中では、小学校改築時の冷暖房設備についての予算が組まれていませんでした。冷暖房については、設計段階で設置を決めておかないと効率の良い空調管理ができません。議会は設計を変更するため、予算の組み替えを行う修正案を提出し、全員賛成で可決しました。

修正可決

上記のことによって、一部修正が加えられた改正内容が可決され、最初に提出された議案では、その部分を除いて審議し、可決されました。3頁の予算関係別表と6頁の条例関係別表には、「修正可決」と記載しております。

平成21年度補正予算(17議案)

議案番号	件名	主な内容	採決状況
※ 第28号	一般会計(第10号)	2億1339万2千円減額→総額100億6950万4千円 補助金等の決定に伴う精算など	全員賛成 で可決
第29号	住宅新築改修資金等貸付 事業特別会計(第2号)	40万2千円追加→総額2644万7千円 貸付金元利収入の増加など	全員賛成 で可決
第30号	シビックセンター特別会計 (第4号)	130万8千円減額→総額4123万円 施設使用料、事業費等の減額など	全員賛成 で可決
第31号	国民健康保険事業特別会 計(第4号)	2470万9千円減額→総額27億9302万1千円 補助金決定など	全員賛成 で可決
第32号	国民健康保険天野診療所 事業特別会計(第3号)	33万8千円減額→総額1085万4千円 後期高齢者医療報酬収入の減額など	全員賛成 で可決
第33号	老人保健医療事業特別会計 (第2号)	407万6千円追加→総額2983万7千円 平成20年度精算による一般会計繰出金の確定など	全員賛成 で可決
第34号	後期高齢者医療事業特別会 計(第4号)	1107万円減額→総額5億4332万7千円 後期高齢者医療保険料の減額など	全員賛成 で可決
第35号	介護保険事業特別会計 (第4号)	173万3千円減額→総額20億2777万9千円 地域支援事業費等の減額など	全員賛成 で可決
第36号	下水道事業特別会計 (第5号)	513万4千円減額→総額6億7495万3千円 紀の川流域下水道事業負担金等の減額など	全員賛成 で可決
第37号	花園観光施設運営事業特別 会計(第3号)	339万円減額→総額8347万3千円 営業収益の減少など	全員賛成 で可決
第38号	花園守口ふるさと村運営事 業特別会計(第1号)	149万6千円減額→総額2057万6千円 営業収益の増加による負担金の減額など	全員賛成 で可決
第39号	花園梁瀬簡易水道事業特別 会計(第3号)	208万3千円減額→総額2283万2千円 緩速ろ過施設整備工事費等の減額など	全員賛成 で可決
第40号	水道事業会計(第3号)	【収入】収益的収入 331万5千円追加 資本的収入 60万1千円追加 収入合計 3億9576万5千円 【支出】収益的支出 46万6千円減額 資本的支出 802万7千円減額 支出合計 4億5655万円 水道事業収益の水道使用料等の増額及び資本的支出の 配水管布設費の減額など	全員賛成 で可決
第56号	一般会計(第11号)	1400万3千円減額→総額100億5550万1千円 特別交付税及び建設事業債同意予定額等の決定並びに 事業の繰越しなど	全員賛成 で可決
第57号	シビックセンター特別会計 (第5号)	総合文化会館音響・調光装置改修事業の繰越し	全員賛成 で可決
第58号	下水道事業特別会計 (第6号)	事業の繰越し	全員賛成 で可決
第59号	花園梁瀬簡易水道事業特別 会計(第4号)	緩速ろ過施設整備事業の繰越し	全員賛成 で可決

(※については9頁に質疑掲載)

平成21年度 補正予算

【一般会計に対する
主な質疑】

入札方法を
考え直しては

問 加湿空気清浄機の設
計金額と落札金額は、
いくらか。

子育て推進室長 定価額は
4万50
00円で、落札金額は2万
9900円です。

問 このような入札方法
では、業者に利益が
ほとんどないと思われる。
入札方法を考え直してはど
うか。



工事請負契約

◆かつらぎ町立妙寺中
学校大規模改造(第
2期)工事
(全員賛成で可決)

- ・契約者 (株)木村組(新
田52番地)
- ・契約金額 5859万円



妙寺中学校

その他の議決

◆辺地総合整備計画の
変更について
(全員賛成で可決)

町道天野高野線の整備計
画期間(平成19年度〜23年
度までの5年間)が平成26
年度まで3年間延長され、
事業費1億7000万円が
追加されました。

◆損害賠償の和解及び
損害賠償の額を定め
ることについて
(全員賛成で可決)

町道改良工事に起因する
火災事故に対し、損害賠償
の和解及び損害賠償の額が
定められました。

報 告

◆土地開発公社の経営
状況を説明する書類
の提出について

平成22年度事業計画等を
説明する書類が提出され、
質疑が行われました。

【主な質疑】

今後の資金運営は

問 妙寺北部企業用地を
JAに売却したこと
によって、借入金の穴埋め
ができなくなりました。今
後どのような資金運営にな
りますか。

土地開発公社事務局長 5億
64
00万円で売却することに
よって、10億7000万円
の債務超過となります。J
Aとの話し合いの結果、低
利で借入れを続け、10年
後、町による精算という形
で解消する予定です。

問

平成25年度以降でも、
公有地取得事業で3
億2180万円、土地造成
事業で1億170万円、計
4億2350万円残ること
になっています。平成25年
度以降の計画は。

土地開発公社事務局長

毎年
少な
くとも2500万円程度の
買い戻しの計画を立ててい
るのは、平成28年度までで
す。それ以後は、また新た
な計画が必要です。



妙寺北部企業用地

採決に対する表決状況 (議案件数63のうち賛否が異なるものについて掲載)

件名	議員名 結果	大原清明	宮井健次	東芝弘明	平井義照	藤井昭雄	西林武仁	智多寛司	赤坂岩男	堀龍雄	藤上栄子	平野皖三	浦中隆男	新堀行雄	氏岡誠
		結果													
条例	かつらぎ町 課室設置条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○
	附属機関の設置等 に関する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○
	かつらぎ町 職員定数条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○
平成22年度予算	かつらぎ町 国民健康保険事業 特別会計	可決	○	●	●	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○
	かつらぎ町 後期高齢者医療事 業特別会計	可決	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	かつらぎ町 水道事業会計	可決	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
意見書	企業・団体献金の禁 止と政党助成金の廃 止を求める意見書	否決	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(注) 田和弘満議員は、議長のため表決には加わらない。

○は賛成 ●は反対 欠は欠席

国の追加経済対策に伴う
事業費として1億5779
万円が追加され、補正後の
予算総額は102億828
9万6千円となりました。

◆議案第1号 一般会
計 (第9号)
(全員賛成で可決)

補正予算

2月臨時会

平成22年第1回かつらぎ町議会臨時会
が2月3日開会されました。
補正予算2件を可決して閉会しました。



かつらぎ総合文化会館

◆議案第2号 シビッ
クセンター特別会計
(第3号)
(全員賛成で可決)
総合文化会館音響・調光
装置改修工事として460
万円が追加され、補正後の
予算総額は4253万8千
円となりました。

一般質問

一般質問については、質問者の責任において作成されたものを掲載しています。

個人情報保護法と

行政施策との関わりは



平野 皖 三 議員

重に取り扱われるべきものであり、基本原則として、利用目的による制限、適当かつ適正な情報の取得、正確性の確保、安全保障措置等を講じた上で、取り扱われることなど定められています。

問 法が施行された平成17年4月以降、プライバシー保護に対する見方、考え方も随分変わってきた。特に行政、企業、団体等が情報の提供を拒むなど「過剰反応」が問題視されている。法は個人情報に関わって、基本原則を定めているが、どのようなものか。

総務課長 法によると、個人情報とは個人の人格尊重の理念のもと、慎重

に保管している情報を提供している。ポランティアについては、今の段階では情報提供により、万一個人情報漏れにより迷惑をかけることになるので、差し控えることもあります。

問

個人情報、プライバシーは当然、保護が必要で。ただ公共の福祉との関わりにおいて、余りにも過剰反応することはどうかと思うが。

町長

法の主旨や、それに基づく町の方針等に沿ったような形の行政の展開は極めて大事なことです。住民の必要とする施策がうまく推進できるか、特に民生児童委員さんには、地域や家庭との関わりの中で具体的にいろんな仕事をしていたいており、当然個人のプライバシーの問題もありますが、行政的に住民皆さんとのコミュニケーションを図りつつ、それが効果的に推進できるよう、行政としての姿勢を持ちたいと思っています。

問

10月には国勢調査がある。今年も10年に一度の大規模調査の年で、行政の基礎的な資料として重要な調査であり、町民の協力が不可欠である。調査はどういう方法か。

総務課長

町内を155の調査区に分け、

今年は「国民読書年」読書の実態は

問

日本人の半分近くの人ほとんど本を読まないという調査結果が新聞に出ていた。読書というのは、人間における知性の土台みたいなもので、きちんと歩かないと健康が損なわれるというように、読書

各調査員が全家庭を訪問し調査票を配布。調査票にはいろいろな個人情報が含まれているので、回収については郵送または依頼があれば調査員が伺うという2本だてとなります。

は非常に大切なものです。今年も子ども読書年から約10年経過する節目の年、文字・活字という知的財産を受け継ぎ、心豊かな社会を実現するため読書活動を盛り上げようと、国会議決に基づき「国民読書年」「本を読む国、日本」づくりをめざして多彩な事業が行われることになっていますが、町としてこの事業の取り組みはどうなっていますか。

（本事業に対しての町の取り組みは浅く、具体的答弁なし）

※これ以外に、学校における朝の読書活動の実態、図書整備5か年計画の実績と評価、町立図書館の利活用の実態等について質問しました。



町立図書館

町内在住の新卒高校生に 対する就労支援について



宮井 健次 議員

問 伊都・橋本管内における高校の新卒者の就職状況を、どの程度把握しているか。

産業観光課長 町内の主要企業を調査したところ、高卒で採用予定が五人、そのうち町内の高校生三人が町内企業に就職予定と聞いております。

問 私は二つの理由でこの問題を取り上げた。一つは、若者定住という観点、もう一つは、「高校生の就職は大学生と違い、個人の力で仕事を探し出して何とかできる」というもので

はない」（小杉礼子 労働政策研究・研修機構総括研究員）と指摘されている観点からだ。

地元企業が一番大きなところで249人が雇用されており、一番目が218人、三番目が156人だ。あとは二桁となっている。かつらぎ町の職員数は、

総務課長 職員は252人、臨時職員は業務委託を含めて134人、合わせて386人です。

問 このように、いわば地元企業の中でかつらぎ町が最大の企業です。和歌山県同様に、町内の未就職の新卒高校生を町の臨時職員として採用してはどうか。

町長 ご指摘の趣旨は十分に理解できる。早急に検討していく。

問 若者定住のためにも、地元企業への雇用確保のための助成金を出してはどうか。

町長 十分企業と話し合いい、前向いて進めていきたい。

過疎対策と集落支援員の配置について

問 合併後4年半が過ぎた。合併前と比較して花園地域の現状をどのように認識されているか。

花園地域振興課長 合併後2月末現在で26世帯、84人が減少し216世帯、459人。ひとり暮らしの家庭も大変増えており、ちよつと危機感を抱いております。

問 今回、集落支援員制度を活用して花園地域に支援員が配置されることだが、どう活用するつもりか。

花園地域振興課長 町のモデル事



業として地域おこし支援員一人を配置する予定です。生活弱者への支援も含んで地域全体の見回り、地域事業への支援を行うよう計画しております。

問 集落そのものを地域相互扶助組織として再興させることを前提に、支援員の役割は四つあると考える。一つは、住民をお客様にしないで自治体の主体にする。二つ目は、集落の点検、見回りは住民の視点で悩みや願いを聞く。三つ目は、集落の点検と将来計画は一体不可分のものとしてつくりあげていく。四

つ目は、支援員はアドバイザーであって請負人ではない——これらが極めて大事な視点だ。

今回、新過疎法が、かつらぎ町全体に適用される。町当局は新過疎法をどう活用してまちづくりをしていくのか。

町長 一番大事なことは、住民の皆さんとお互いの協働の中で、まちづくりを取り組んでいくことです。早急に作業を進めていきたいと思っております。

まとめ 合併特例債と今回の新しい過疎債の二つの効率のよい事業が、平成26年と28年まで利用できる。これをどう生かすか問われている。過疎という暗い話を逆手にとって、かつらぎ町が新生かつらぎ町に生まれ変わる絶好のチャンスととらえ、「長期総合計画」（平成15年〜平成24年）に立ち返って協働のまちづくりを行うべきだ。



町独自の35人学級を実施してほしい

教育長 考えていきたい



東芝弘明議員

問

2月13日、本町で県行政報告会が開かれ

たときに、仁坂知事に直接

訴えました。「市町村がやりたいといっているものを拒む理由はない」——これが知事の回答でした。知事は県教育委員会に問い合わせてくださいました。電話

で確認すると、「国の制度にもとづいて少人数学級の申請が出てきたら、県は認めざるを得ません」という返事が返ってきました。教育長は、40人学級よりも35人学級の方がいいという認識ですか。

そう思っています。

教育長

そう思っています。

問

平成19年12月町独自の少人数学級を実施する申請が全会一致で採択されています。この申請を実施する考えがありますか。

教育長

選択肢の一つとして35人学級を考えていきます。

問

県教育委員会と同じ労働条件で雇用するためには、条例を制定する必要があります。雇用主はかつらぎ町になります。条例を制定し実現していただきたい。

町長

教育長は、教育の原点に返って検討すると答弁しました。そういう制度を実現する必要もあると思っているので、教育委員会と十分協議いたします。

協働のまちづくりとは何か

問

協働で大事なものは、町と住民が対等平等になることです。町には財政権や執行権がありますが、住民にはこのような権限がありません。対等平等になるためには、町が住民を対等平等に扱う必要があります。

公民館の

管理運営の改善を

問

公民館の開館時間は午前9時から午後10時まで。現在の管理体制は、開館を保障できる体制になつていないのではないのでしょうか。

生涯学習課長

そのとおりです。

問

13時間なので一人で管理できません。二人配置する必要があります。例えば、臨時的任用職員二人に切り替えて、完全に開館を保障する必要があるのでは。

生涯学習課長

前向きに検討できる事項です。地域の方々の理解と支援が不可欠です。職員体制については、協力いただきたいし、よく検討いたします。

本町全域が過疎地域に指定されたが

町長 法期限内で実効を図りたい



浦中 隆 男 議員

問 改正過疎法が成立。本町全域が過疎地域に指定されたのはなぜか。

人口減少率と財政力指数の要件が緩和され、花園地域だけでなく全町が指定区域となった。

問 町全域が指定されたことを、どのように受け止めているか。

町長 地域の経済力や、いろいろな行政上の問題により指定されているので複雑な思いである。

問 今回の過疎法は、建物や道路などの施設

(ハード事業)だけでなく、集落支援・地域交通の確保・医療や介護(ソフト事業)なども対象となった。具体的な事業内容は市町村が独自に決め計画書を作成する事になる。専門のチームや過疎対策室などを設置する考えはないのか。

町長 6年間の法期限内の中で、実効を図りたい。庁内体制も整えなければならぬと思う。

まとめ 点在している多くの集落が、この

の対策事業によって維持できるかが大きな課題である。庁内体制を確立して取り組んでもらいたい。

柿の輸出促進のため中国との交流を

町長 早い機会に訪問したい

問 柿の生産者は所得の減少にあえいでいる。

町長自ら販売のPRをする考えは。

町長 率先してPRに努めることは極めて大事。新年度は特に力を入れて取り組んでいきたい。

問 柿の輸出促進のため、中国で開催される物

製品の「貿易商談会」に出席する考えはないか。中国との友好交流を進めること

で取引の足掛かりになると思うが。

町長 本年の商談会には是非参加したい。農産物の輸出や観光客の受け入れも含め友好交流を深めたい。

まとめ 中国と互いの利益になるような

交流を深めていただきたい。柿の販路拡大に大きな期待をしている。

公営住宅の滞納対策を急げ

町長 具体的な方策に取り組む

問 合併後花園地域の入居者が減少している。

特に北寺団地に空き家が集中しているが対応策を講じていない。定住促進住宅として位置づけるなど入居促進が出来るのか。

町長 検討するよう担当課に指示している。

問 住宅使用料は年間4000

万円。滞納額はこの

まま推移すると数年後には年間の使用料よりも多くなってしまふ。これは異常事態。悪質な滞納処理をどうするのか。

町長 税金の滞納処分は進めているので、使用料の滞納についても具体的な方策を講じながら取り組みたい。

まとめ 多くの入居者は真面目に支払っ

ている。町民にも理解を得られる手続きを踏んで滞納処理に取り組んでもらいたい。



町営住宅北寺団地

緊急事態発生時の行政の対応は



赤坂 岩 男 議員

問 行政では、どのような事態や物事を緊急事態と認識していますか。

総務課長 時間的余裕のない事態で、防災計画では地震、風水害、土砂災害、危険物や高圧ガスの施設、鉄道施設等の事故と大規模災害を想定しており、近年では新型インフルエンザや弾道ミサイル発射情報等も緊急とおさえています。

問 課長の見解は、災害対策基本法第2条の定義と私は理解する訳ですが。

総務課長 仰せのとおりです。

問

基本法の定義からすると現象的、地理的分析、分類がされ、気象災害では大雨、豪雨、台風、冷害、寒害、干害、雪害、農業災害では虫害、地盤災害では地震、土地崩壊、土石流、山林災害では山火事などですが、まだまだ細分

化できません。被災には格差社会が明確にあらわれるとの論文もあります。被災の大きさは行政の対応次第を意味します。災害に強くなるのは行政の考え方が強くあることです。災害を想定した訓練の必要性を感じますか。

総務課長

災害の想定訓練の必要性は認めているが、まだ実現に至っていないのが現実です。



凍霜害被害園

改正農地法等について

問 同法の改正により、行政や農業委員会の対応と注意点は。

産業観光課長 農地

の利用関係を調整して耕作放棄地をなくするのが最大のねらいです。違反転用に対しては罰則が強化されました。農業委員会からも遊休地や耕作

放棄地の所有者に指導を強化し、勧告を行って、担い手が耕作をできるようにということですが、今まで対象外だった相続による取得も届ける必要があります。貸借の規制が緩和されたことにより、真に耕作するか厳格に審査する必要があります。また、農業委員会の審査基準に、農地所有の地域との調和も対象となりました。

問

戸別所得補償制度は報道のたびに変わります。交付申請は4月からといわれていますが、申請用紙も届いていません。どうなっていますか。

産業観光課長

米の作付面積に定額交付するもので、4月スタートですが、農政事務所が説明会を行っても現場は大混乱している。本町はJA、町、共済組合で協力方針を確認し、説明会を開催する予定です。

問

農業の将来像は見えない。自給率も上が

らないと思います。

町長

国の制度ですが、農家の皆さんの利便になるよう、行政としても取り組む必要がある。改善点については、要望をしていきたい。

当初予算配分と新規事業について

問

町の活性化とは農業の活性化だと解釈し、農業なくして町なしの思いを持っております。活性化に向けての予算づけはどうなっていますか。

企画公室長

平成22年度予算については新規に大プロジェクトを盛り込んだことになっていない。新規の要望が各課から上がっているが、最終取り組めなかった。21年度で2回、国の経済対策があり、過去の懸案事項を盛り込んだ背景もある。また、定住支援ということも課題として残っていると思っています。

新過疎法に遅れをとらないように

町長

バスに乗り遅れないようにしたい



堀 龍雄 議員

問 4月から新過疎法が施行し、かつらぎ町全体が過疎地域に指定されるが、工事途中の辺地対策事業はあるのか。

建設課長 辺地対策事業で天野高野線・堀越街道線の2線が現在工事を実施しています。

問 新過疎法になっても、事業を進めていけるのか。

建設課長 継続中の事業については取り組んでいきます。

問 辺地対策事業で考えていた山崎高野線に、かつらぎ町全体が過疎地域になったため、基準点数が足りなくなり取りやめられることになるが、新過疎法の下で新しく企画を立てて進んでいけるのか。

建設課長 山崎高野線の改良が新過疎法の計画に新たに位置づけされると事業化は可能です。

問 新法ではいろいろなことに計画を立てていければ、たとえば、支援の拡大、就業機会の創出や地域間交流の促進、学校建築、子育て支援等補助の対象となると思うが。

企画室長 国庫補助金のかさ上げは、学校改築や整備、保育所の新設や改造、消防の器具や設備などがあります。

問 製造業や旅館業などを改設した場合、3年間減免措置があると聞いたが、地元企業でも減免の対象となるのか。

企画室長 市町村が3年間にわたって減免あるいは不均一課税した場合に、その減収額の一部を交付税で措置するということです。過疎地域内における製造業、旅館業の用に供する設備または増設ということで対象になります。

問 新過疎法は、事業の企画立案をち密に素早く計画を立て行わなければ乗り遅れる。本町でも協働のまちづくりという組織がある。各地域の担当者も決まっている。この組織を利用して、新過疎法に対して遅れを取らないようにする考えは。

町長 期間が6年ということから、この間に住民の皆さんとのコンセンサスを進め、実施するのが前提であり、状況を勘案しながら対応する。

政権交代による影響と対応は

問 新政権が発足して半年が過ぎ、公共事業の見直しや国の編成が変わり、事業仕分けが行われた。事業の廃止や縮減はどうなっているのか。

農地課長 農業農村整備事業で前年比63%が予算的に減額、森林関係で約30%減額、普通公共事業で約35%減額になっています。

問 農業整備事業が平成22年度予算から廃止されると、未採択の広域農道4期工事地区(西渋田)の約2キロメートルについて今後どうなるのか。

農地課長 道整備交付金に接するとか、林道が隣接するとかの要件が必要となります。

問 紀の川市とも強くタッグを組んで、この道を早く完成へ進める考えは。

町長 広域的に取り組めるような体制を取りたい。

問 京奈和道路は平成27年全線開通と目標があったが厳しい状況になっている。企業発展や企業誘致にも重要である。今後の動きは。

町長 早期完成を目指して取り組みをさらに進めていく。



どうなる広域農道4期地区

都市計画道路妙寺萩原線の進捗は



大原 清明 議員

問 平成20年12月補正で3073万2000円で用地買収された萩原妙寺線の旧プラント跡地の改良工事が進んでおりますが、完了予定は。

建設課長 3月末です。

問 完成後の道路は、東西の見通しは良くありませんが、南北に町道があり、出会い頭の事故等が無いように対策を願いたい。

問 地域福祉センターから東側は、20数年間現状のまま放置されていると思うが、進まない原因は。

建設課長 未改良区の用地買収を進めてお

ります。残りは一人です。名義人が亡くなり法定相続人が四人おり、現在裁判中とのこと。年度内の用地取得は困難です。

町長 この道路については相当の期間と事業費を投入している。全く非効率な道路になっている。現在まだ裁判中ですので、ある程度様子見の状況に至っておるわけです。早期に完成するよう全力で取り組むよう努力いたします。

妙寺・三谷小学校の統合問題について

問 妙寺学校区内での話し合いでは、どのような意見があったのか。

教育長 平成19年の答申を受けて以来、関係地区と話し合いをさせていただいてありますが、妙寺地区との話し合いのなかでは「三谷地区の意見を十分

尊重しながら進めて欲しい」「学校がなくなる地域のことが大切なので通学も含めて話し合いを進めて欲しい」という意見をいただきました。

問 三谷学校区内での話し合いでは、どのような意見があったのか。

教育長 三谷地区での懇談会のなかでは「新築間もない学校を廃校にすることは憚びがたい」「三谷小学校を建てる時点で今日の現状について町は分かっていたはずだ」と大変厳しい意見をいただきました。今後の解決に向けての話し合いは。

教育長 保護者の方から

「少子化が進む中、複式学級ではなく多人数のなかで学ばせたい」との声や地域の方からも「複式学級解消の為に統合もやむを得ない」「子供中心に考えることが大切だ」などの意見が出ており、3月5日妙寺公民館において妙寺校区と三谷校区の自治区役員が意見交換を行った結果、今後統合にむけて話し合い



三谷小学校

を進め、校名、校歌等も含め、継続して話し合うことを確認いたしました。

問 残った学校施設をどうするのか。

教育長 三谷地区からは「有効な教育施設として使って欲しい」と強い要望がありました。幼保の一元化等の問題もあり、地域の要望に応えたい。また、「施設の名前に三谷の名前を残して欲しい」等の声もいただいております。

問 妙寺小学校に設計予算がついたが、完成予定は。

教育長 区長さんなどの話し合いが更に発展

した形で改築委員会を立ち上げていただき、基本設計等の話をし、それが終われば平成22年12月までには実施設計を終わり、23年、24年度の工事で25年度開校予定と思っております。

問 校舎設計前に三谷・妙寺の在校生にどのような学校を建てて欲しいか、どんな教室で勉強したいか、絵なり文書等を出してもらってはどうか。

教育長 時間の許す限り取り入れたい。子どもたちの声や夢も反映できるように学校であるべきだと思います。

問 学校が完成すれば、学校給食が民設民営で開始するが時期は。

教育総務課長 平成24年4月から笠田

・洪田両小学校、25年4月から妙寺小学校の予定です。中学校の開始は年数を置いてからになる予定です。

※この他に、下水道の処理区域見直しについても質問しました。

笠田駅観光案内所(仮称)について



藤上 栄子 議員

問 笠田駅観光案内所について、完成はいつになりますか。

産業観光課長 工期もそろそろ終盤で、今検査の準備をしているところですよ。

問 完成された後のトイレなどはどうなっていますか。

産業観光課長 JRから借りた場所は狭く、残念ながら今回の改修にトイレは入っておりません。以前からJRのトイレがありますので、その改修について再三にわたりJRに要望しておりますが、まだ実現できないのが現状です。今後、JRに継続して要望していきたいと思っております。

コミュニティバスの停車について

問 新城停留所からたまゆらの里へ連絡がついていないようですが、まだバス会社への連絡がつかないのですか。

総務課長 12月の議会で答弁の後、その日のうちに那賀バスとたまゆらの里へ連絡を入れておりますが、再度連絡しております。

まごの店の視察並びに給食について

問 相可高校の「まごの店」視察について、三重県多気町の五桂池ふるさと村に農産物直売施設「おばあちゃんの店」の食材を利用した相可高校食物調理科の生徒が運営する調理実習施設は、相可高校と多気町の協同で実現し、開店以来、生徒達のきびきびとした元気な姿や美味しい料理が話題を呼び、土・日曜日

の開店日は満員とのこと。一生懸命頑張っておられる姿を見学し、また、実際に食事もいただき、これが高校生達のしていることかと共鳴をうけました。子どもさん達の働いている姿を見ていると本当にとっても素晴らしい20歳を迎えられることかと。是非一度、区長さん方、また、役場、町民の方々も一度参考のため視察に行ってくださいたいと思います。何かを学ぶと思

総務課長 資料を見せていただくかぎり大変有意義でまちづくりのヒントになるかと考えています。総務課では自治区長さんの事務局を持っておりまして、その中へ提案をして是非実現できるようにしていきたいと考えています。

問 かつらぎ町も「まごの店」のように農家の食材を使って給食ができればどんなにか農家の方々も楽しい、また、夢のある野菜づくりに励みになることかと思えます。是非、小学生5・6年生の上級生、また、中学生の遠足にでも組んでいただきたいと思

問 この提案はいかがですか。

教育総務課長 このような施設につきましては、いろいろな機会を通じながら、校長会等もありますので、そういう中で情報提供していきたいと思

産業観光課長 2回視察に行きました

が、多気町の岸川課長さんに感心しています。この課長のまちづくりというのは、子ども、学校が主だと言、この宝を活用してまちづくりを行い、高校生に誇りと夢と目標を持たすことで、若者が地域への愛着を持ってくれるということです。この考え方がまちづくりに繋がると思っています。

※この他に、花園ふるさとセンターのトイレや防犯灯の設置並びに町営住宅の使用料についても質問しました。



完成間近の観光案内所

意見書

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

(概要)

広島・長崎が経験した原子爆弾による惨禍を二度と繰り返すことのない切なる願いのもと、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続ける必要があります。世界的な流れも加速しています。こうした歴史的な流れを更に確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国を始め各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があります。

広島・長崎市を含む世界の3396都市が加盟する平和市長会議では、2020年度を目標に核兵器を廃絶する「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を採択しています。2010年のNPT(核不拡散条約)再検討会議でこの議定書が採択されるかどうか重要な焦点の一つになります。国会及び政府がこの議定書の趣旨に賛同し、NPT再検討会議に議題として提案し、採択に向け各国政府に働きかけることを求める内容の意見書を提出しました。

(意見書提出先)

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・外務大臣

(全員賛成で可決)

国として直接地方の要望等を聴く仕組みを保障することを求める意見書

(概要)

民主党和歌山県連は、中央行政府に対する要望受付窓口を設け、個人、各種団体、労働組合、企業、市町村、地方議員及び和歌山県などから陳情や要請を受けるとし、集められた陳情や要請は、県連内に設置した地域政策会議で優先順位などをつけ、党本部組織委員会に提出、さらにそこで検討が加えられ、民主党の幹事長室へ集約されている。このような対応は、行政府へのアクセスを妨げるものに他ならない。地方自治体を含むすべての団体・個人は、行政府に対し陳情や要請を行う権利を有しており、単なる予算獲得のためではなく、切実な願いや実情、改善のための提案などを直接行政府に届ける重要な機会に他ならない。行政府にとっては、直接国民の声を聞く重要な機会となることから、陳情・要請の窓口を一元化しているシステムを速やかに廃止することを求める内容の意見書を提出しました。

(意見書提出先)

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理)・国家戦略担当大臣・総務大臣・内閣官房長官・内閣府特命担当大臣(行政刷新)

(全員賛成で可決)

表彰

◎自治功労表彰

全国町村議会議長会第61回定期総会において、平井義照議員が議員15年以上の地方自治功労者として、全国町村議会議長会会長から表彰され、議長から伝達されました。



活動日誌

1月

- 6日・議会広報編集特別委員会
- 14日・議会広報編集特別委員会
- 21日・議会広報編集特別委員会
- 22～23日・総務文教常任委員会視察研修

- 27日・厚生常任委員会視察研修

2月

- 3日・議会運営委員会
- ・議会臨時会(第1回)
- ・議員全員協議会
- 4日～5日

- ・県町村議会議長・副議長・事務局長研修会

- 9日・伊都消防組合議会定例会(第1回)

- ・橋本伊都衛生施設組合議会定例会(第1回)

- ・橋本周辺広域市町村圏組合議会定例会(第1回)

- 12日・県道那賀かつらぎ線整備促進に関する県知事要望活動

- 22日・県町村議会議長会議
- 23日・和歌山県後期高齢者医療広域連合全員協議会

- 26日・議会運営委員会
- ・伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会定例会(第1回)
- ・伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会定例会(第1回)

3月

- 4日・議会定例会(第1日目)

- ・議員全員協議会

- 5日・議会広報編集特別委員会

- 9日・総務文教常任委員会

- 10日・厚生常任委員会

- 11日・産業建設常任委員会

- 15日・議会定例会(第2日目)

- ・議会運営委員会

- 17日・議会定例会(第3日目)

- ・議員全員協議会

- 18日・議会定例会(第4日目)

- 23日・議会定例会(第5日目)

- ・議会運営委員会

- 25日・議会定例会(第6日目)

- 29日・議会定例会(第7日目)

- ・議会運営委員会



議会を傍聴しませんか!

次回の定例会は **6月上旬** からの予定です

総務文教常任委員会活動報告

1月22・23日の2日間、三重県多気町を視察。岸川農林商工課長から、まちづくりの観点や、また地域の活性化とは何か―「地域間競争に勝つ」。これで本当に町の活性化はできるのかという根本的な問いかけがあり、住民の協力による地域力の高まりこそが活性化の根底に据えるべきだと、まちづくりについて力説され、改めて考えさせられた。また、五桂池ごかつらいけふるさと村には「まごの店」という高校生が経営するレストランがある。土・日曜日だけの営業だが、料理はすぐに売り切れ状態となり盛況であった。このレストランは、相加おうか高校食物調理科の生徒によるクラブ活動として位置づけられている。料理は地元産物を主食材とし、教育と連結させるという特異な発想が生徒たちの将来に希望を持たせるとともに、未知なる力を発揮させ、町全体の活力源へと連鎖している。本町においても行政の積極的な支援、人材づくりと併せて総合的な町づくりのための施策が望まれる。

3月9日委員会を開催し、提案中の定住促進住宅に関する条例について、定住促進する主旨から、その一部を修正するとともに、新年度予算においても、建設が始まる笠田・渋田小学校の冷暖房設備を設置するため事業費の増額を、また一般会計修正予算の完全執行に向け付帯決議を審議し、意見の一致を見た。

産業建設常任委員会活動報告

3月11日、平成22年第1回定例会における委員会を開催しました。

主な内容は

- ・雇用促進住宅の条例改正について、住宅の所管は本委員会になることから総務文教常任委員会より共同提案してはという申し出があったが、公営住宅と定住促進のための住宅とは主旨が異なるので共同提案をしませんでした。
- ・建設課との協議では、妙寺地区の京奈和道路の完成時の全貌はどうなるのかという質問に、中飯降から盛り土になり、農大から市原地区まで幅員4メートルの側道がつくとのことでした。また、県道和歌山橋本線渋田地域の進捗について質問があり、西渋田地域はほぼ合意を得、買収に入っています。
- ・産業観光課関係では、見直しのあった中山間地直接支払い制度については平成22年から10年間継続になりました。
- ・花園地域振興課関係では、集落を支援するために都市から公募を行い、地域おこし協力隊として地域に住んでもらい活性化に努めていただきます。
- ・継続審査中の「妙寺団地駐車場一部土地売却問題に関する請願書」、「妙寺団地下水道工事再開に関する請願書」、「鳥獣被害防止特措法」は継続審査となりました。



厚生常任委員会活動報告



1月27日に「東京都日の出町」で福祉施策について研修を受けました。

日の出町では、「子育て支援策の充実とお年寄りにやさしい日本一の町づくり」を町政の中心的な施策としています。子育て支援に

ついては、次世代育成クーポンの配布、医療費の無料化、次世代育成住宅の提供等を実施しています。

お年寄りへの施策としては、これまで外出支援バス・外出支援ドリームカー事業等を実施してきました。また、平成21年4月1日から「日の出町お年よりにやさしい福祉基本条例」を制定し、①75歳以上の医療費を無料、②75歳になる方の人間ドック受診料を無料、③健康教室の開催等、以上の施策を実施しています。財源の裏打ちとして、広域ゴミ処理場を受け入れることによる「地域振興費」が大きな収入となっています。更に地元経済の活性化として、商業施設であるイオンモールを誘致しています。

本町において、今取り組んでいる協働のまちづくりの中で、福祉施策を中心に見据え、施策の実施に向けてのプロジェクトチームを組むことが必要ではないかと考えます。また、3月10日に委員会を開催しました。主な内容は、新年度予算を調査し、「コミュニティバス運行についての陳情書」、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特例法に基づく代替業務についての陳情書」については継続審査となりました。



3月議会では、定住促進住宅の家賃の値下げと小学校への冷暖房完備が実現しました。これは、記事にあるとおり議会による条例案と一般会計予算案の修正可決によるものです。特に、一般会計予算の修正可決は、かつらぎ町の議会の歴史の中で、ほとんど事例のないものとなりました。

議案は、通常、本会議場で質疑、討論、採決が行われます。討論は議員同士で行われますが、これは意見交換の役割を担うものにはなっていません。質疑は、当局と議員間で行われるものです。質疑から採決にいたる過程の中には、議員相互による討議の機会がないということです。相互討議を保障してこなかったことが、原案をほとんど無修正で可決してきたことと結びついています。

全国の自治体では、議会改革が進められています。議員同士の相互討議が保障されているかどうか、改革の大事な視点になっています。これを保障する仕組みをつくるのが、条例案や予算案の内容を精査し、判断する上で欠くことができないものになる予感がします。

今回も議会広報の一番下の欄外に、議会を傍聴された方々のご意見を掲載しました。中には議員にとって耳の痛いご意見もあります。かつらぎ町議会では、真剣なやり取りが行われています。できるだけリアルにその姿を伝えたいというのが、広報委員会の姿勢です。ぜひ、今後も忌憚のないご意見をお寄せください。